

広島県告示第七百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年九月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年八月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考	
安芸高田市美土里町北字五木屋二四三二番一地从先から 安芸高田市美土里町北字国光原二四五七番一地从先まで	安芸高田市美土里町北字五木屋二四三二番一地从先から 安芸高田市美土里町北字国光原二四五七番一地从先まで	九・四〇〇～二・〇〇〇	一六五・六〇		拡幅 一般国道四三三 号と重複
		一一・〇〇〇～二・六・五〇	一六五・六〇		

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考	
安芸高田市美土里町北字五木屋二四三二番一地从先から 安芸高田市美土里町北字国光原二四五七番一地从先まで	安芸高田市美土里町北字五木屋二四三二番一地从先から 安芸高田市美土里町北字国光原二四五七番一地从先まで	九・四〇〇～二・〇〇〇	一六五・六〇		拡幅 一般国道四三三 号と重複
		一一・〇〇〇～二・六・五〇	一六五・六〇		